

豊中市健康づくり・食育推進会議設置要綱

(設 置)

第1条 あらゆる世代の市民のこころと体の健康づくり及び食育を効果的に推進し、「豊中市健康づくり・食育推進計画」（以下「計画」という。）の進行管理を行うため、豊中市健康づくり・食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画に係る基本方針に関すること。
- (2) 計画に係る施策の推進調整に関すること。
- (3) 計画に係る調査、研究に関すること。
- (4) その他計画の推進に必要な事項。

(組 織)

第3条 推進会議は、別表第1号に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 推進会議に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、健康医療部長をもって充て、副会長は健康医療部次長をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 6 会長が必要と認めるときは、委員のほか関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(実務担当者会議)

第4条 計画に関し、具体的な施策の推進調整、調査、研究ならびに検討を行なうため、推進会議に実務担当者会議をおく。

- 2 実務担当者会議は、別表第2号に掲げる課に所属するものの中から、所属長の推薦を受けたものをもって組織する。
- 3 実務担当者会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 実務担当者会議に、部会を設けることができる。

(事務局)

第5条 推進会議及び実務担当者会議の事務局は、健康推進課が担当し、庶務を処理する。

(補 足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議等の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則
この要綱は、平成 25 年(2013 年)4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 27 年(2015 年)4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 30 年(2018 年)4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年(2019 年)4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 4 年(2022 年)4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 5 年(2023 年)4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から施行する。

(別表第1号)

会長	健康医療部長
副会長	健康医療部次長
都市活力部	スポーツ振興課長 産業振興課長
環境部	公園みどり推進課長 美化推進課長
市民協働部	人権政策課長 くらし支援課長
福祉部	地域共生課長 長寿安心課長
健康医療部	保健安全課長 医療支援課長 健康危機対策課長 健康推進課長
こども未来部	こども支援課長 こども事業課長 おやこ保健課長
都市計画推進部	都市整備課長
教育委員会	学務保健課長 学校給食課長

(別表第2号)

都市活力部	スポーツ振興課 産業振興課
環境部	公園みどり推進課 美化推進課
市民協働部	人権政策課 くらし支援課
福祉部	地域共生課 長寿安心課
健康医療部	保健安全課 医療支援課 健康危機対策課 健康推進課
こども未来部	こども支援課 こども事業課 おやこ保健課
都市計画推進部	都市整備課
教育委員会	学務保健課 学校給食課